

令和 8 年度

仕 様 書

(耐震診断用)

委託業務名： R 8 宮繕 那賀高等学校 那賀・小仁宇 弓道場耐震診断業務

徳島県県土整備部宮繕課

仕様書（耐震診断用）

1. 委託内容

- (1) 本業務は、別紙の建物を、『建築物の耐震改修の促進に関する法律』第3条の規定に基づく『特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針』に基づき診断を行う。ただし、監督員と協議のうえ、『既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準』、『耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説（2025）』等（(財)日本建築防災協会）、又は『官庁施設の耐震診断基準及び同解説』に基づき行っても良い。
- 〔文部科学省の補助事業により行う屋内運動場等の耐震診断については、『屋内運動場等の耐震性能診断基準（平成18年版）』（文部科学省大臣官房文教施設部）に基づき診断を行うこと。〕

- (2) 本業務は、下表により行う。（＜ ＞内は3次診断の場合に必要な）

I	調査業務	II	耐震診断（診断次数は別紙2による）
○ 1	予備調査（下見、資料収集、調査内容確認）	○ 1	軸組図・伏図の作成
○ 2	現地調査（図面照合、建物履歴調査、構造寸法・部材断面調査、目視調査、配筋本数調査、接合部・柱脚調査、部材・接合部の発錆状況調査等）	○ 2	柱・壁・＜梁・床＞リストの作成
		○ 3	構造耐震指標 I_s 等の算定
		○ 4	耐震診断報告書等の作成
○ 3	材質調査（鉄筋調査、コンクリート調査）	III	判定結果
○ 4	材質調査（コンクリートコア採取）	1	判定結果報告書等の作成
○ 5	鉄骨造実態調査	IV	その他
○ 6	屋根葺き材等（非構造部材）・建築設備調査		
○ 7	調査結果報告書の作成		

- (3) 本業務開始に当たっては、契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下、「休日等」という））を除く以内に監督員へ業務計画書を提出し、監督員と協議のうえ行わなければならない。
- (4) 業務予定期間：契約書による。

2. 調査業務の進め方

(1) 予備調査

- ① 現地下見：現地に赴き調査対象建物の立地環境・規模等を観察し概略の情報を得る。
- ② 資料収集：対象建物の設計図書・施工記録等耐震診断に必要な資料の有無について問診する。
- ③ 調査・診断内容確認：現地調査で実施する調査項目・数量等について打合せを行う。

(2) 現地調査

- ① 図面照合：対象建物を設計図書と照合し、部材配置・使用状況等設計図書との相違について調査する。
- ② 建物履歴調査：使用状況・改修歴・被災歴に関する調査。
- ③ 構造寸法・部材断面調査：柱間・階高・部材寸法・壁開口・壁長さ等耐震診断に必要な寸法をスチールテープ等を用いて実測する。
- ④ 目視調査：構造ひびわれ・変形の発生と範囲およびコンクリートの変質・老朽化の程度と範囲を目視調査する。また、不同沈下の傾向の有無をレベル等を用いて測定する。
- ⑤ 配筋調査：鉄筋探査器で鉄筋の本数・間隔を調査。
- ⑥ 鉄骨造実態調査：溶接継目部の溶接の種類、サイズなどの調査。
ボルト接合部のボルトの種類、大きさ及び本数が設計図書どおりかを調査。
ダイヤフラムが設計図書どおりの位置にあるか調査。
部材・接合部ガセットプレートなどに錆が発生しているかどうか調査。
なお、全面錆が発生している場合は、錆による減厚の程度を測定する。

(3) 材質調査

- ① 鉄筋調査：コンクリートをはつり取り鉄筋径・間隔・かぶり厚さの測定および腐食度を目視調査する。
 - ② コンクリート調査：①ではつった箇所のコンクリート中性化試験を行う。
- 注）①②共、柱または壁を各階2箇所ずつ行う。

- ③ コンクリートコア試験：コアを取り、コンクリートの圧縮強度・中性化を測定する。コアの採取が困難な場合は、シュミットハンマーにより圧縮強度を測定する。各階3カ所。
 (注) 監督員に位置等の協議を行うこと。
 なお、はつり箇所、コア抜き箇所は、現状修復することとし、コンクリート部分は、建築工事標準仕様書 15.2.2 のポリマーセメントモルタルにて補修すること。
- ④ 鉄骨造実態調査：調査箇所は、建物の高さ方向に分散するものとし、X方向、Y方向それぞれについて、3箇所とする。さらに柱脚についても3箇所とする。
 なお、超音波探傷試験費は含まれていないため、必要な場合は監督員と協議を行うこと。

- (4) 屋根葺き材等及び設備調査
 配置、形状、寸法、接合の緊結度、腐食・腐朽度及び大地震動後の機能性について現地調査する。
- (5) 調査結果報告書
 現地調査結果、材質調査結果、腐朽・摩損度・機能性等の報告書を作成する。

3. 耐震診断

- (1) 軸組図・伏図の作成：耐震診断用の軸組図と伏図を作成する。
- (2) 柱・<梁>・壁リストの作成：耐震診断用の柱・<梁>・壁の各リストを作成する。
- (3) 構造耐震指標 I_s 及び保有水平耐力に係る指標 $CTU \cdot SD$ の算定
- (4) 屋根葺き材等及び建築設備に関する耐震性の確認：各部材、設備毎。(別紙調査用紙による)
- (5) 報告書作成：耐震性能の判定を行い、報告書を作成する。

4. 貸与する図書及び資料

- (1) 貸与物品は、○印を附したものを貸与するが、成果物の提出時に返却すること。

	種 類	摘 要		種 類	摘 要
○	1. 原設計図書	製本図面の み有り		4. コンクリート強度試験結果報告書	
	2. 地質、地盤調査資料			5. 標準図	
	3. 構造計算書			6.	

- (2) 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を業務計画書の業務担当に記載される者及び再委託先以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- (3) 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- (4) 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
- (5) 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- (6) 受注者は、当該業務の遂行において発注者から貸与された情報その他知り得た情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又はそのおそれがある場合には、これをすみやかに発注者に報告するものとする。

5. 再委託

- (1) 受注者は、設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を、契約書の規定により、再委託してはならない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース、資料整理、模型作成、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を得なくともよいものとする。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、設計業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面により行うこととする。なお、協力者が発注機関の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。
- (5) 受注者は、協力者及び協力者が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは当該複数の段階の再委託の相手先の住所、氏名及び当該複数の段階の再委託の相手方がそれぞれ行う業務の範囲を記載した書面を更に詳細な業務計画に係る資料として、監督員に提出しなければならない。
- (6) 受注者は、協力者に対して、設計業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。また、複数の段階で再委託が行われる場合についても必要な措置を講じなければならない。

6. 成果品

- (1) 成果物は、建築士登録番号及び氏名を記入すること。また、受注者は、原則として『徳島県電子納品運用ガイドライン【建築事業設計業務編】』に基づいて、診断業務等の最終成果を電子成果品として納品すること。
ただし、別紙に定める報告書は、製本も納品すること。
- (2) 成果物の著作権は、引渡し時より県に帰属するものとし、県において必要に応じ設計内容の変更を行うことができるものとする。なお、成果品物の発表に際しての守秘義務については、事前に発注者からの承諾を受けること。
また、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
- (3) 提出する調査報告書及び診断報告書は、次表を標準とし、○印を付けたものを作成する。

	種 類	摘 要
○	1 表 紙	
○	2 目 録	
○	3 調査概要、調査写真	建物履歴、構造ひび割れ、変形、老朽化の程度、コンクリート強度等
○	4 軸組図	（既存図面を訂正した）調査建物の軸組図を作成
○	5 伏 図	（既存図面を訂正した）調査建物の伏図を作成
○	6 柱・壁・梁・床リスト	（既存図面を訂正した）調査建物使用部材のリストを作成
○	7 構造耐力上主要な部分の耐震診断計算書	基礎概要表、構造体概要表、荷重表、柱軸力表、部材面積表、偏心率、剛性率、建築基準法施行令に規定する $F_{es} \cdot R_t$ 、算定式、判定表等
○	8 屋根葺き材等の安全性・機能性の確認書	パラペット、RC 造手摺、CB 造帳壁、ALC 板、高架水槽、広告塔、クーリングタワー設備用配管類、窓ガラス、タイル張り、モルタル塗り、打放しコンクリート等

7. その他

- (1) 監督員との連絡を密にし、疑義があれば指示を受けた後に作業にかからなければならない。
- (2) 受注者は、委託業務により知り得た事項について、秘密を守り他に漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、設計業務等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した設計業務等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

施設名称、敷地位置及び建物概要

施 設 名 称		那賀高等学校	
敷 地 位 置		那賀郡那賀町小仁宇	
建 物 名 称		構 造 ・ 規 模	備 考
1	那賀高校（弓道場）	射場：鉄骨造 平屋建て 延べ面積：72.9 m ²	

※ 報告書は、次のとおりにレザック印刷製本したものを提出すること。

1. 診断報告書（3 部）

2. 調査写真集及び強度試験結果（1 部）

